

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律要綱

一 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成三十年年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六千七百五十億円、平成三十年年度における法定加算額三千三百六十七億円及び臨時財政対策のための特例加算額千六百五十五億三千四百五十万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四千億円、同特別会計借入金利子支払額八百四億円、平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三十年年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百二十七億三千六百万円、平成二十一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三十年年度から平成四十二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九百八十三億八千二百五十万円及び平成二十八年年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三十年年度から平成三十三年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額五百四十三億

六千五百四十万円を控除した額とすること。

- (二) 平成二十八年度における地方交付税の精算減額二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。

- (二) 子ども・子育て支援施策、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実すること。

- (三) 特別支援教育、教育情報化対策等教育施策に要する経費の財源を充実すること。

- (四) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。

- (五) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

- (六) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

平成三十年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成三十年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成三十年度分の地方交付税の総額に三千二百五十七億三千七百四万円を加算すること。

(二) 平成三十年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(三) 平成三十年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成三十年度中に交付せず、当該交付しない額から、平成二十九年度の当初予算で地方交付税の総額に加算し、平成三十年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成三十年度

に交付しない額を控除した額を、平成三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(四) 平成三十一年度及び平成三十一年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

(五) 平成三十一年度及び平成三十一年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

(六) 平成三十一年度及び平成三十一年度において、東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができること。

六 その他所要の改正